

低炭素社会づくりのための体制整備について

平成20年6月17日

地球温暖化対策推進本部決定（案）

1. 「低炭素社会・日本」をめざして（平成20年6月9日福田総理スピーチ）及び地球温暖化問題に関する懇談会提言（平成20年6月16日）に盛り込まれた低炭素社会づくりに向けた様々な課題の解決に向けた取組について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、地球温暖化対策推進本部に、低炭素社会づくり推進連絡会議（以下「会議」という。）を置く。
2. 会議の議長は内閣官房副長官補とし、全府省の局長レベルの職員で構成する。
3. 会議の庶務は、環境省、経済産業省及び外務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。